

第6回 森林吸収源対策税制に関する検討会

議事次第

〔平成29年10月26日(木)
15:00～17:00
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議事

- (1) 論点の整理
- (2) 自由討議

3 閉会

配布資料

- (資料1) 新たな森林管理システムに関する検討状況 (林野庁)
- (資料2) 基本的な枠組みと制度設計の方向性 (案)
- (資料3) 引き続き整理が必要な事項

新たな森林管理システムに関する検討状況

平成29年10月

林野庁

「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)」(抜粋)

○地球環境への貢献

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、エネルギー起源CO2排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けて地球温暖化対策税のモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を引き続き図るとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確化しつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う。

これにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

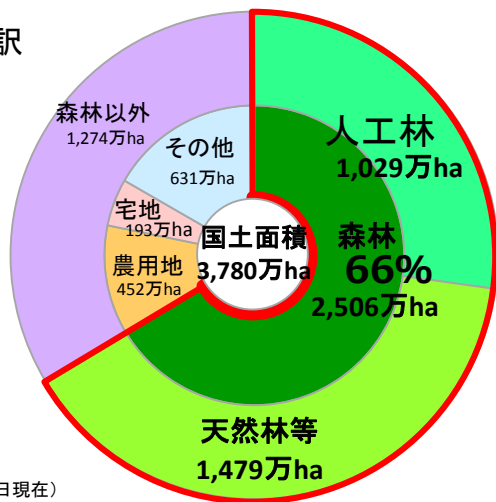
○攻めの農林水産業の展開

森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税(仮称)の検討と併せて行う。CLT等の新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、人材の育成確保等を推進する。

森林資源の現状(成長産業化の側面から)

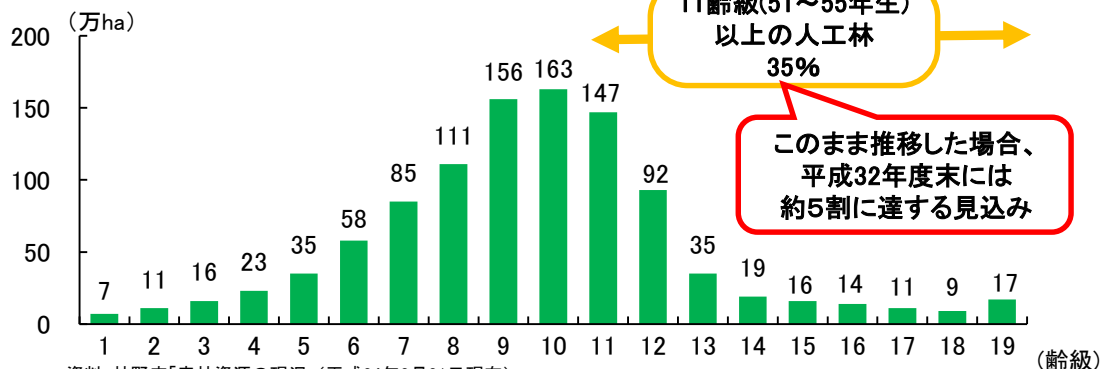
- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- **人工林の約半数が11歳級以上となる主伐期を迎えようとしている。**
- **主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万m³。主伐による原木の供給量は1,679万m³(H27)。**
- 条件のよい人工林においては主伐が行われているが、**いまだ成長量の6割強が利用されていない状況。**

■ 国土面積と森林面積の内訳



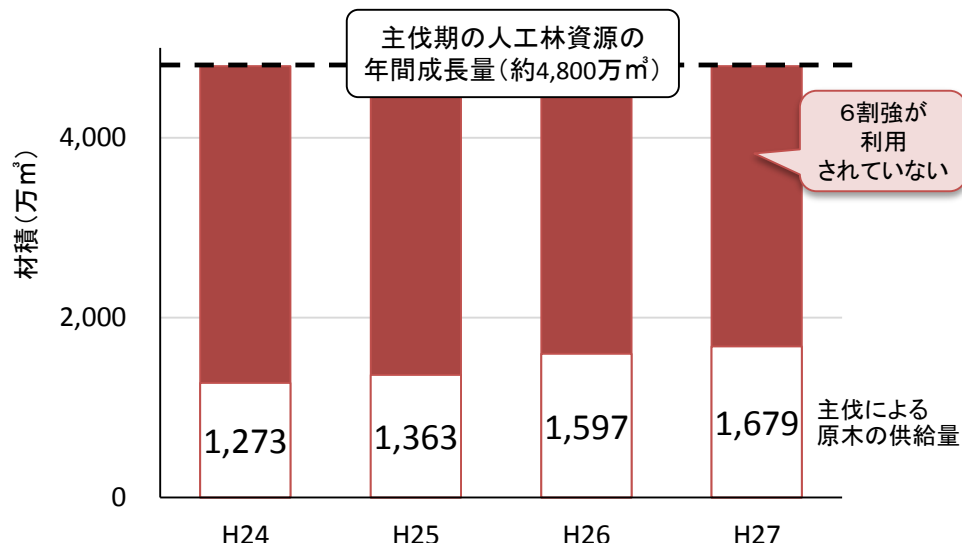
資料:国土交通省「平成27年度土地に関する動向」(平成26年の数値)、
林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注:※計の不一致は四捨五入によるもの

■ 人工林の齢級別面積



資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1歳級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



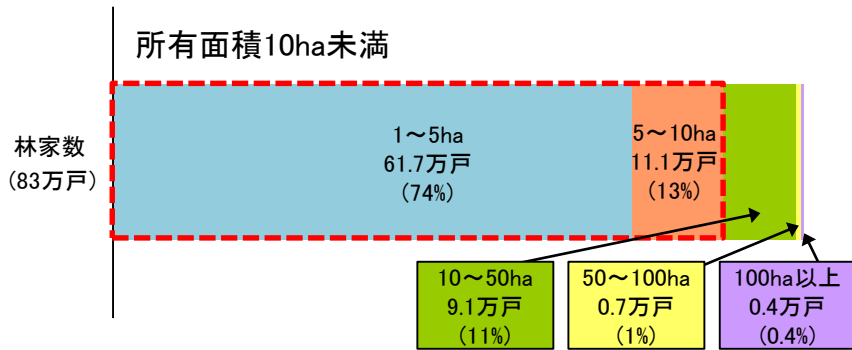
※林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算

※年間成長量には間伐材の供給量を含まない

林業の現状

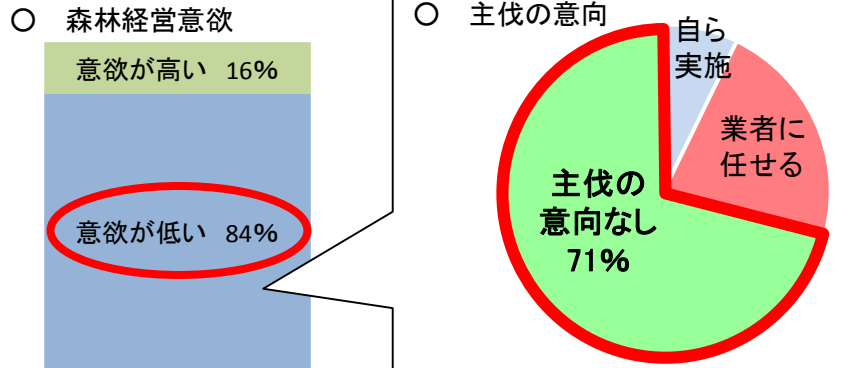
- 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い
 - 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない
- 一方で、
- 林業経営者(素材生産業者等)のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。
 - その他、事業を拡大する上での課題としては、「路網の未整備」、「資本整備(林業機械)更新が困難」などがある。

■ 林家の保有山林面積



資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」 注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

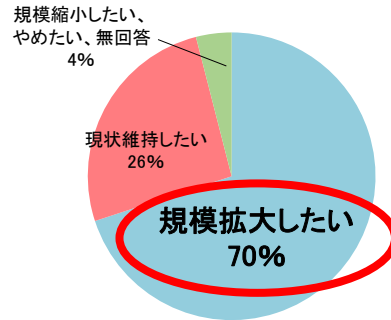
■ 森林所有者の経営意欲は低い



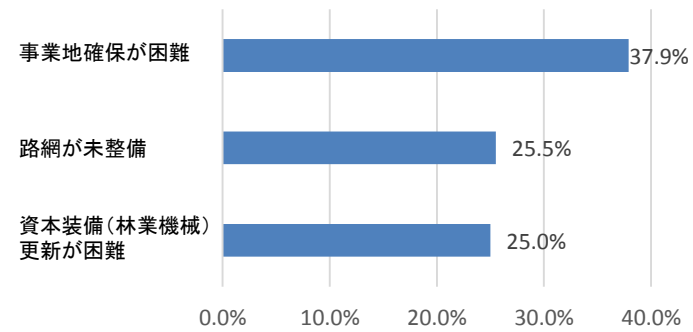
※農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成

■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

- 今後の経営規模に関する意向
- 事業を行う上での課題

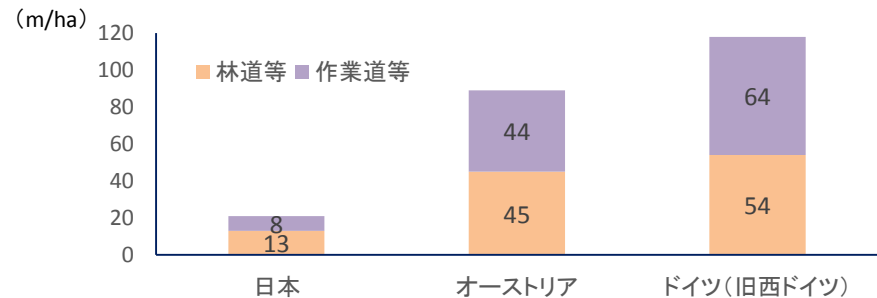


※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計



※雇用関係は除く
※複数回答可

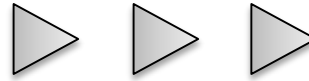
■ 路網密度の諸外国との比較



資料: BFW 「ÖsterreichischeWaldinventur」、BMELV 「Bundeswaldinventur (BWI)」、林野庁業務資料
注: オーストリアは、ÖsterreichischeWaldinventur1992/96による生産林における数値
ドイツ(旧西ドイツ)はBundeswaldinventur1986/1989による数値
日本は都道府県報告による平成27(2015)年現在の開設実績の累計

課題と対応方向

森林所有者



林業経営者(素材生産業者等)

課題

- 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。
一方、多くの林業経営者(素材生産業者等)は、事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。
- このように、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者(素材生産業者等)との間のミスマッチが生じている。

対応の方向

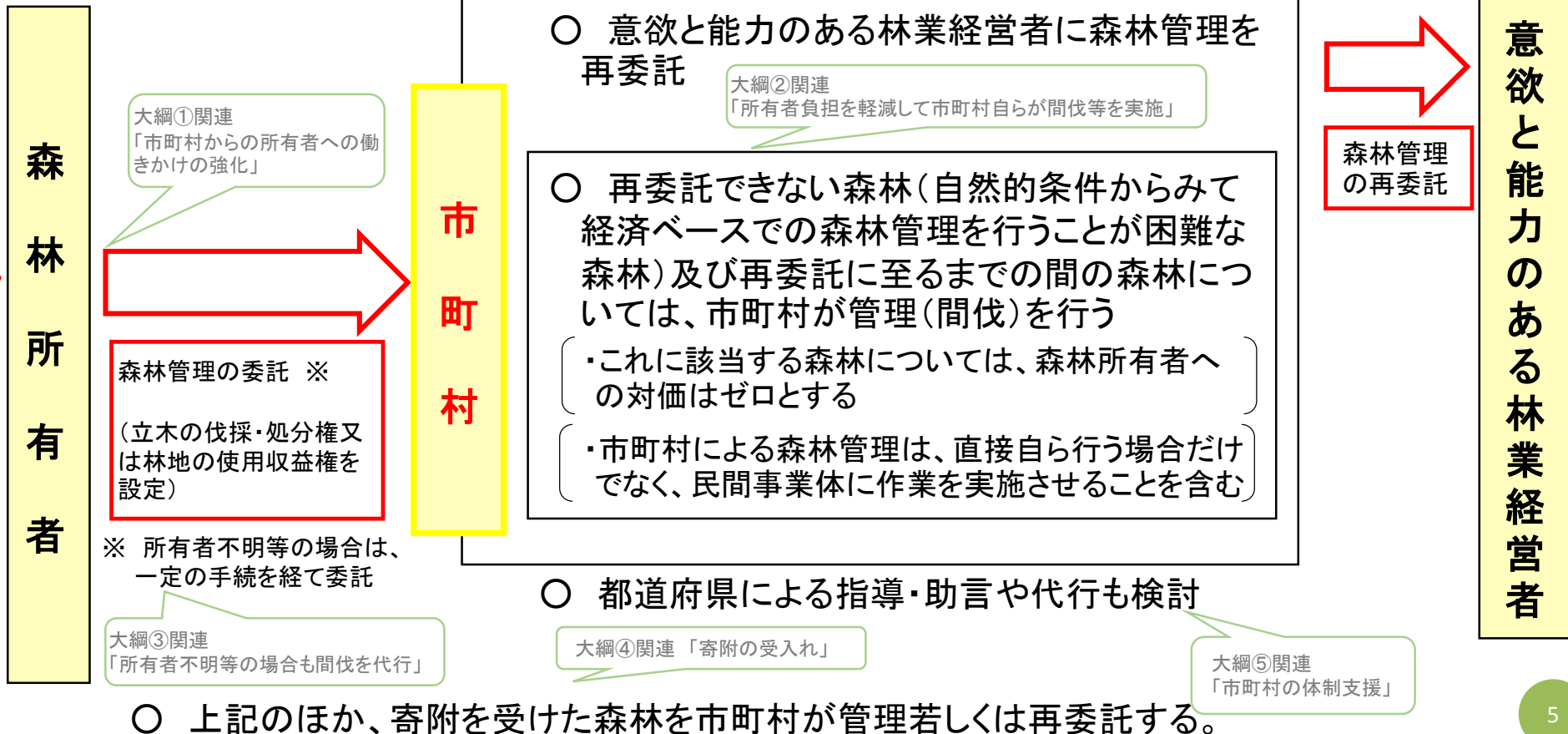
意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する
新たな森林管理システムを構築し、
森林の管理経営の集積・集約化を推進

新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- ④ 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

※ 適切な森林管理の責務を明確化
(伐採後の造林及び適正な保育・間伐の確保)



第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO2の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

基本的な枠組みと制度設計の方向性(案)

森林を取り巻く状況と森林環境税(仮称)の必要性(案)

【森林を取り巻く状況】

- 森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵をもたらしている。我が国の森林を守ることは、我が国が世界の環境問題に貢献することであり、我が国の国土を守ることであり、我が国の国民の命を守ることである。
- しかし、近年、手入れが行き届いていない森林の存在が顕在化。木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする既存の施策では、適正な森林管理に限界。

【新たな森林管理システムと森林環境税(仮称)の必要性】

- そこで、政府としては、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化し、所有者による自発的な施業が見込めない森林について、所有者等からの委託を受けた市町村が間伐を行うこととする仕組み等を含む、新たな森林管理システムの構築に向けた検討を進めているところ。
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が森林整備等を行うために必要な費用について、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税(仮称)を創設することが必要。

新税の創設に当たっての課題等

- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、地方団体の新たな安定的な財源を確保することが必要になることは認識しつつも、それらの財源として新しい税を創設するためには、その前提として、国民(納税者)の理解が十分に得られることが必要不可欠。
- 特に、森林環境税(仮称)を、個人住民税均等割の枠組みを活用して創設するのであれば、国民に広く、定額を課税することとなるため、復興財源を確保するための税制上の措置や府県等で行われている超過課税も勘案した上で、国民の負担感に配慮する必要性が一層高い。
- また、得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、市町村における事業実施体制の確保も必須。
- 新たな森林管理システムが施行される時期を念頭に置いてその財源を確保するためにあるべき税制の姿を検討することとしつつも、実際に新税を導入する時期については、社会経済情勢等にも鑑みながら、新税創設に当たって求められる上記の前提条件も踏まえ、検討することが必要。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の基本的な枠組み(案)

- 国税として、森林環境税(仮称)を創設。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収し、その全額を譲与税特別会計(※)に払い込み、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。

(※)正式名称は、「交付税及び譲与税配付金特別会計」

- ・ 森林環境税(仮称)は、国民皆で森林を支える仕組みとして、国民が広く等しく負担を分任するものとして制度設計すべきもの。
- ・ 市町村による森林整備等のために必要な財源とするためには、税を負担する住民の所在する区域を越えて、森林が所在する市町村に対して適切に帰属させる必要。
地方税は、地方団体が自らの行政を行うために必要な経費を賄うものであり、それぞれの市町村が条例に基づく課税権を行使して得た税収を、他の市町村の行政経費に充てることを目的として制度的に移転させることはできないため、これを地方税として制度設計することはできない。
国民に等しく負担を求めた上で、森林整備等を行う市町村に対して税収を帰属させるためには、国税として課すという制度設計をする必要。
- ・ また、森林環境税(仮称)のコンセプトは、住民が広く等しく負担を分かち合う個人住民税均等割が最も馴染みが良いため、森林環境税(仮称)の課税に当たっては、その枠組みを活用し、個人住民税均等割の納税義務者に対して、定額の負担を求めることを基本とすることが適当。
個人住民税均等割の枠組みは、全国で多くの府県等が実施している森林環境等の保全を目的とする超過課税においても活用されており、国民の理解も比較的得やすく、課税実務の面でも円滑な導入が期待できる。
- ・ 国税として得られた税収を地方団体に帰属させる手法としては、地方団体の裁量を残しつつ、用途を定めることのできる仕組みとして、既存の地方譲与税の制度を活用することが適当。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計の方向性(案)(1/3)

1. 森林環境税(仮称)に関する事項

項目	整理の方向性(案)	課題
課税主体	国	-
納税義務者等	<p>個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人は、地球温暖化対策のための税(石油石炭税の上乗せ措置)を既に負担 	-
※ 賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う	市町村が個人の市町村民税と併せて国税を賦課徴収することに伴う諸課題(地域毎に非課税限度額が異なること等)について、引き続き整理が必要
譲与税特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が譲与税特別会計に払い込み	-

「※」は、資料3において改めて検討を行う項目

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計の方向性(案)(2/3)

2. 森林環境譲与税(仮称)に関する事項

項目	整理の方向性(案)	課題
譲与総額	森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額	-
※ 譲与団体	森林整備等の対象となる森林が所在する市町村が基本	都道府県への譲与については、引き続き検討
※ 使途	-	必要最小限の事業に限定すべきという意見、森林地域における幅広い行政ニーズに要する費用に対応できるようにすべきとの意見、都市部の需要も含めて対象とすべきという意見等、様々な意見が出ており、引き続き検討。
※ 譲与基準	使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定することが基本	具体的にどのような指標を用いることが妥当か、使途についての検討を踏まえ、引き続き検討
※ 使途の公表	-	譲与を受けた地方団体に対して、使途の公表を義務づけることについて、引き続き検討

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計の方向性(案)(3/3)

3. 共通事項等

項目	整理の方向性(案)	課題
恒久措置 or 暫定措置	<p>恒久的な制度として創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな森林管理システムは、恒久的な制度として構築される予定 	-
※ 国の森林環境税(仮称)と府県における超過課税との関係	-	<p>国の森林環境税(仮称)と府県において森林環境・水源環境の保全を目的として実施されている超過課税との関係をどのように考えるかについて、引き続き検討</p>

「※」は、資料3において改めて検討を行う項目

引き続き整理が必要な事項

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計に当たり 引き続き整理が必要な事項

- 用途
- 譲与基準
- 譲与団体
- 用途の公表
- 国の森林環境税(仮称)と府県における超過課税との関係
- 国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題

使 途

使途に係る論点とこれまでの検討会における主な意見(1/2)

論 点

- 市町村に対する森林環境譲与税(仮称)の使途をどのように考えるか。

これまでの検討会における主な意見

【使途を限定すべきとの意見】

- 使途を議論する前に、これだけのお金がどうしても必要だということを示した方が、税の議論をしやすいのではないか。
- 都市部の直接的な便益という面を前に出すと使途が拡散していく傾向がある。都市部にも便益をという方向性ではない考え方がいいのではないか。

【市町村が柔軟に対応できるものにすべきとの意見】

- 市町村はそれぞれ実情が違うので、実際に仕事がどうかというのを見ながら、使い方を考えるべき。
- 市町村の体制や能力は様々であるから、人材育成、環境教育のようなもの等、少しメニューを増やしておいて、段階的に間伐に集中してもらおうという感じにする等、ある程度使途の多様化は必要ではないか。
- 弾力的に必要な事業を実施できるよう、市町村にとって使い勝手のいいものにしていただきたい。

使途に係る論点とこれまでの検討会における主な意見(2/2)

これまでの検討会における主な意見

【都市部にも配慮すべきとの意見】

- CO2等の便益だけでは都市部の理解を得るのに十分ではないのではないか。都市地域における森林、緑地の整備にも税収の使途を拡大した方が、都市部住民の直接的な便益につながり、理解を得やすいのではないか。

【その他の意見】

- 都市部の住民や団体に理解を得ようとするれば使途を拡げることもあり得るが、拡げすぎて税率が高くなるのも問題であり、バランスを取る必要。
- 震災特例で均等割が1,000円上乗せしていることも考えて制度設計する必要がある。将来を見据えた仕組みを考えておく必要があるのではないか。
- 府県等が実施する超過課税との関係を整理するためにも、使途をメニュー化して、団体ごとに、超過課税との仕分けを変えられるような柔軟な仕組みをつくる必要があるのではないか。

市町村に対する森林環境譲与税(仮称)の用途についての検討の方向性(案)

- 新たな森林管理システムの下で、森林が所在する市町村にあっては、
 - ・ 所有者による自発的な施業が見込めない私有林人工林において、所有者等から委託を受けて市町村が行う間伐及びこれに伴う作業道等の整備
 - ・ 間伐等を行うに当たって事前に必要となる土地所有者情報の確認、境界画定、意向調査に要する費用が、追加的に必要となるもの。

- また、市町村によって事業の実施体制や地域資源の状況等は様々であり、
 - ・ 職員研修などの人材育成、外部人材の登用や担い手の就業支援といった担い手確保
 - ・ 市町村とともに地域の森林資源の整備を担う事業体等への支援
 - ・ 所有者による自発的な整備が行われない天然林等の整備等についても、公益上の観点から取り組む必要がある市町村もあるのではないか。

- 他方、木材利用の拡大や普及啓発といった都市部にも存在する需要については、地球温暖化対策のための税を財源とした関連事業が既に実施されていること等を踏まえ、森林環境譲与税(仮称)の対象とすることについては、慎重に考えるべきではないか。

讓与基準

市町村に対する譲与基準についての検討の方向性(案)

- 地方譲与税の譲与基準は、用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定することが基本。
- 新たな森林管理システムの下、所有者による自発的な施業が見込めない私有林人工林において市町村が所有者等から委託を受けて行う間伐及びこれに伴う作業道等の整備に要する費用については、これらに相関が高い指標として、私有林人工林面積を譲与基準として用いることが考えられるか。
- その他、例えば、外部人材の登用や担い手の就業支援といった担い手確保に要する費用を用途の対象とするのであれば、私有林人工林面積と併せて、林業就業者数のような担い手に関連する指標を用いて譲与額を算定することも考えられるか。
- 譲与基準のみでは、実際の需要との乖離があると考えられる場合には、当該需要を類推できる指標をもって、譲与基準を補正することも考えられるか。

讓 与 団 体

譲与団体に係る論点とこれまでの検討会における主な意見

論 点

- 都道府県に対して譲与すべきか。
- 譲与することとした場合、市町村分と都道府県分の譲与割合をどのように考えるか。

これまでの検討会における主な意見

- 市町村が単独で新たな業務を担うのは非常に難しいのではないかと。市町村の役割、都道府県の役割をそれぞれ明確にして、その役割を果たすための財源を確保してもらいたい。
- 森林組合の雇用労働者数がこの15年でかなり減っている。今、間伐を主に行っているのは森林組合の職員と伺っているので、そのバックアップには都道府県の関与が必要ではないかと。
- 森林法の改正により、都道府県にも、事務費や連絡調整費ではなく、事業費で何か財政需要が考えられるかどうかということも論点としてあり得るか。

譲与団体についての地方団体の意見(1/2)

地方税財源の確保・充実等に関する提言(抜粋) (平成29年7月28日全国知事会(地方税財政常任委員会))

(前略)森林関係法令の見直しにあたっては、課題のある市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるほか、市町村の求め等に応じて都道府県が当該事務の全部又は一部を代行することができる仕組みを導入するなど、これまでの経緯や市町村の実情を踏まえて新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化すべきである。また、森林環境税(仮称)については、(中略)その税収について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべきである。

第4回検討会における村井宮城県知事説明資料(抜粋)

これまで都道府県が森林整備等において積極的な役割を果たしてきた経緯や市町村の実情等を踏まえれば、

- ・市町村に対する指導事業
- ・市町村が事業を発注する際の参考となるガイドラインや積算システム等の提供に関する事業
- ・林業技術者等の情報を登録し、市町村からの求めに応じてマッチングする仕組みの創設、運営に関する事業
- ・市町村が実施する間伐等を支援する森林整備法人の設立・運営支援

などの追加的な役割が都道府県に求められることとなるため、これらの追加的な役割に応じて都道府県にも税収の一部を譲与すべき。

譲与団体についての地方団体の意見(2/2)

全国森林環境税の創設に関する意見(抜粋)

(平成29年10月10日全国森林環境税創設促進連盟・全国森林環境税創設促進議員連盟)

全国森林環境税(以下「新税」という)は、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が国税として徴収し、全額を市町村に譲与する仕組みとすること。併せて、市町村の徴収事務に関しては、できる限り事務負担及び財政負担の軽減をはかること。

また、新税は国税として広く国民に負担を求めるものであることから、導入にあたっては、国民に十分説明し、周知徹底をはかること。

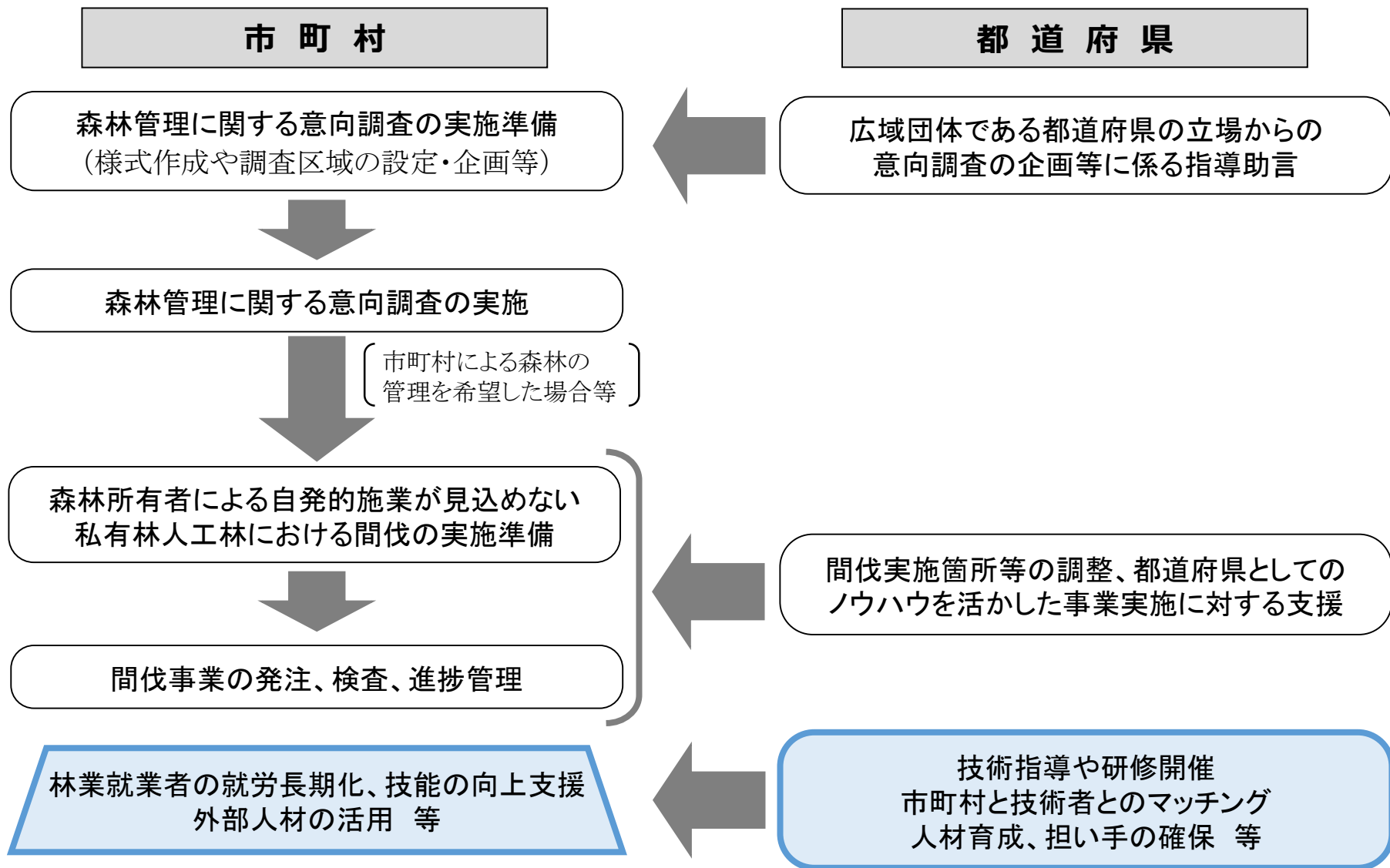
都道府県に対する譲与についての検討の方向性(案)

- 新たな森林管理システムの下では、森林現場に最も近い市町村が、地域の実情を踏まえつつ、自らが保有する住民情報等を効果的に活用しながら私有林の整備に携わっていくこととされており、森林環境譲与税(仮称)は、これらの森林整備を実施する市町村に対して譲与することが基本。
- ただし、市町村がこれまで以上に私有林整備について積極的な役割を果たすためには、現実的には、都道府県による市町村への支援が不可欠なのではないか。また、一定の条件下にあっては、市町村が行うべき森林の管理に関する事務を、都道府県が代行するケースも考えられるか。
その場合、用途の定めのある財源として、譲与税の一部を都道府県に譲与することによって、都道府県による市町村への支援等が確実に実施されることを担保することも考えられるか。

(都道府県に対する譲与基準)

- 都道府県にも譲与することとした場合、新たな森林管理システムにおいて都道府県に追加的に求められる役割に伴う需要は、基本的に、管内市町村の需要量に比例して増加するものと考えられることから、市町村への譲与基準と同じ基準を用いて都道府県に譲与することが考えられるか。

新たな森林管理システムにおける市町村による間伐実施のフローと想定される都道府県の役割



※ 市町村による森林管理に係る事務が、市町村域を超える場合や都道府県有林と一体的に行うべきものである場合、その他地域の実情を勘案して適切と認められる場合には、関係市町村の同意を得て、市町村の事務を都道府県が代行することも考えられる

使途の公表

使途の公表に係る論点とこれまでの検討会における主な意見

論 点

- 譲与を受けた地方団体に対して、使途を公表することを義務づけるか。

これまでの検討会における主な意見

- 納税者、特に都市部の住民も負担する仕組みにするためには、税を投入することによって、どれだけの効果が出ているということを常に管理し、納税者に説明できる状態にしておかなければ制度として持続するのは難しいのではないか。
- 全国民に負担してもらおうということで制度設計するので、その税を使った結果どうなっているのか、全国民に分かるような形が必要ではないか。

使途の公表についての検討の方向性(案)

- 森林環境税(仮称)は、全市町村の住民に対して等しく負担分任を求めるものである一方で、税金は、森林環境譲与税(仮称)として森林整備等を実施する団体に帰属することとなる。
- 納税義務者の立場に立てば、納税先の団体と、税金を財源として事業を実施する団体が一致しないこととなるため、譲与を受けた地方団体としては、通常の予算・決算の場合のような自らの団体の住民に対する説明責任だけでなく、他の地方公共団体の住民に対しても一定の説明責任を果たすことが求められるのではないか。
- 当該説明責任を果たすため、森林環境譲与税(仮称)の譲与を受ける地方団体に対して、使途をインターネット等により公表することを義務づけることが考えられるか。

超過課税実施団体における納税者の理解促進に係る取組事例

使途や施策の公表

- 超過課税を財源として実施した施策を公表し、歳入歳出の透明性を確保

(例)

施策の展開方法		(単位:千円)
		27年度
1	水源かん養機能などを発揮するための森林づくり	349,599
	針広混交林化促進事業	278,266
	森林造成促進事業	22,429
	施策放棄森林対策推進事業	46,739
	一貫作業システムによる再造林低コスト化の実証試験	1,036
	強度間伐による林分構造の経年変化に関する研究	1,129
2	森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成	58,459
	森づくり塾活動支援事業	2,724
	水とみどりの森づくり活動支援事業	17,321
	学びの森活動推進事業	4,028
	森林ボランティア活動推進支援事業	9,626
	森林環境教育推進事業	4,866
	くまもとの木と親しむ環境推進事業	19,894
3	森林や木材を活かした地域・景観づくり	65,849
	木を活かした景観づくり支援事業	5,847
	癒しの森整備支援事業	9,325
	シカ被害防止事業	32,087
	シカ食害地植生回復調査事業	724
	シカ被害プロット調査事業	850
	特定鳥獣適正管理事業	9,558
	漁民の森づくり事業	5,259
	水とみどりの森づくり税PR事業	2,199
合 計		473,907

※熊本県HP

事業実施効果の数値化

- 効果を数値化することにより、受益と負担の関係が見える化

(例)

【参考】 事業実施の効果（平成18年度～25年度）

- ア 整備した森林（約11,900ha）の効果（試算）
- ① 二酸化炭素吸収効果 …… **約23億円の効果** ※1
 ⇒ 27,500t/年の二酸化炭素吸収を収量
 （自家用車 約1万2千台が1年間に排出するCO₂の量に相当）
 ※1）火力発電所で二酸化炭素を分離回収するコストで代替した場合
 - ② 水源かん養機能の向上 …… **約269億円の効果** ※2
 ⇒ 約814万kℓの水資源を新たに貯留
 （約8万4千人の年間生活用水量に相当）
 ※2）ダムによる洪水調整や水道代金等のコストで代替した場合
 - ③ 土砂流出防止機能の向上 …… **約100億円の効果** ※3
 ⇒ 年間22万m³の土砂流出を抑止
 （年間あたり、小学校の25mプール593杯分の土砂に相当）
 ※3）ダムによる土砂を保全するコストで代替した場合



- イ 雇用の創出による山村地域の活性化
 森林の間伐作業はほとんどが人力作業により行われるため、事業の実施は年間180人に相当する雇用創出につながると推定され、山村地域の活性化が図られています。



※岩手県HP

国の森林環境税(仮称)と 府県における超過課税との関係

国の森林環境税(仮称)と府県における超過課税との関係に係る論点と これまでの検討会における主な意見

論 点

- 国の森林環境税(仮称)と、府県において森林環境・水源環境の保全を目的として実施されている超過課税との関係を、どのように考えるか。

これまでの検討会における主な意見

- 森林環境税(仮称)を充当すべき財政需要とは、森林法の改正によって生じる財政需要であり、それを補完するのが超過課税で行う分野という位置づけで整理をして、理解を求めていくということではないか。
- 新税と超過課税との充てるべき事業は、論理的に区別されるものというのは重要な点であり、これをやらないと日本が立ちゆかないという事業は新税で、それに加えた部分は、各地が、超過課税で状況に応じて工夫して取り組むもの。こういった考え方を提示する必要があるのではないか。
- 用途を拡げないと、現在、超過課税で実施している事業との調整がつかない府県もある。先進的に森林整備を行ってきたところが調整に苦労するというのはどうなのか。

都道府県の超過課税との調整についての地方団体の意見

地方税財源の確保・充実等に関する提言(抜粋) (平成29年7月28日全国知事会(地方税財政常任委員会))

(前略)森林環境税(仮称)については、個人住民税均等割の枠組みの活用を検討するのであれば、理念的には地方共同税的な性格を有するものと位置づけ、その税金について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべきである。その際、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、森林環境税(仮称)の用途については、地方の意見を踏まえて、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すべきである。

<平成30年度の地方税財政について>(地方六団体配付資料) (平成29年5月31日国と地方の協議の場)

森林吸収源対策のための税(森林環境税(仮称))については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な制度設計を進めること。その制度設計に当たっては、税金を全額地方の税財源とするとともに、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理すること。また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。

国の森林環境税(仮称)と府県における超過課税との関係についての検討の方向性(案)

- 森林整備等については、超過課税による財源も活用しながら、これまで都道府県が積極的な役割を果たしてきたが、今後、新たな森林管理システムの下で、都道府県だけでなく、森林現場に最も近い市町村が、地域の実情を踏まえつつ、自らが保有する住民情報等を効果的に活用しながら森林整備に携わっていくこととしており、森林環境税(仮称)はそのための財源に充てられるもの。
- これを踏まえれば、国の森林環境税(仮称)は府県の超過課税に取って代わるものではなく、両方の財源を効果的に活用して、これまで以上に森林整備等を推進していくことが期待されるもの。
- 一方で、各地域の住民の立場からすれば、広く森林環境の保全と同様の目的のため、府県の超過課税に加えて、国の森林環境税(仮称)による負担が上乗せされることとなるため、全国知事会からは、超過課税への影響が生じないようにしっかりと調整すべき、との意見が出されている。
- しかし、各府県が導入している超過課税は、税額や用途、実施時期等が団体により様々であり、また、それぞれの創意工夫のもと、地域住民の合意を得た上で実施しているものであるので、短期的に、国の森林環境税(仮称)と各府県すべての超過課税と調整を図るのは難しい状況にある。
- 国としても、各府県の超過課税の内容を尊重し、その見直し時期などを踏まえつつ、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応を行うよう努めるべきではないか。

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況（平成28年11月30日現在）

- 地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税を行っている。
- 都道府県では37団体、市町村では1団体（横浜市）が実施。
- 税収規模：319.0億円（平成27年度決算額）

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
岩手県	1,000円	5.9億円	2,000円～80,000円	1.5億円	7.4億円
宮城県	1,200円	12.9億円	2,000円～80,000円	3.5億円	16.4億円
秋田県	800円	3.7億円	1,600円～64,000円	0.9億円	4.6億円
山形県	1,000円	5.4億円	2,000円～80,000円	1.2億円	6.6億円
福島県	1,000円	9.1億円	2,000円～80,000円	2.1億円	11.2億円
茨城県	1,000円	14.7億円	2,000円～80,000円	2.7億円	17.5億円
栃木県	700円	6.8億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.4億円
群馬県	700円	6.7億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.3億円
神奈川県	300円	13.3億円	—	—	38.9億円
	0.025% (所得割)	25.6億円	—	—	
富山県	500円	2.8億円	1,000円～80,000円	0.9億円	3.7億円
石川県	500円	2.8億円	1,000円～40,000円	0.9億円	3.7億円
山梨県	500円	2.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	2.7億円
長野県	500円	5.4億円	1,000円～40,000円	1.3億円	6.7億円
岐阜県	1,000円	10.0億円	2,000円～80,000円	2.0億円	12.0億円
静岡県	400円	7.9億円	1,000円～40,000円	1.9億円	9.8億円
愛知県	500円	18.6億円	1,000円～40,000円	3.8億円	22.4億円
三重県	1,000円	8.7億円	2,000円～80,000円	1.8億円	10.5億円
滋賀県	800円	5.4億円	2,200円～88,000円	1.6億円	7.0億円
京都府	600円	(6.8億円)	—	—	(6.8億円)
大阪府	300円	(11.3億円)	—	—	(11.3億円)
兵庫県	800円	20.1億円	2,000円～80,000円	4.4億円	24.5億円

団体名	個人住民税		法人住民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
奈良県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.7億円
和歌山県	500円	2.2億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.7億円
鳥取県	500円	1.4億円	1,000円～40,000円	0.4億円	1.8億円
島根県	500円	1.7億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.1億円
岡山県	500円	4.4億円	1,000円～40,000円	1.1億円	5.5億円
広島県	500円	6.6億円	1,000円～40,000円	1.8億円	8.4億円
山口県	500円	3.3億円	1,000円～40,000円	0.7億円	4.0億円
愛媛県	700円	4.3億円	1,400円～56,000円	1.1億円	5.4億円
高知県	500円	1.6億円	一律 500円	0.1億円	1.7億円
福岡県	500円	11.0億円	1,000円～40,000円	2.7億円	13.7億円
佐賀県	500円	1.9億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.4億円
長崎県	500円	3.2億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.8億円
熊本県	500円	4.0億円	1,000円～40,000円	0.9億円	4.9億円
大分県	500円	2.6億円	1,000円～40,000円	0.7億円	3.3億円
宮崎県	500円	2.5億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.1億円
鹿児島県	500円	3.6億円	1,000円～40,000円	0.8億円	4.4億円
横浜市	900円	16.5億円	4,500円～270,000円	9.8億円	26.3億円
計	—	262.0億円	—	57.0億円	319.0億円

標準税率 県 個人住民税 均等割：年額1,500円、所得割：4%
 (H28) 法人住民税 均等割：資本金等の額に応じ、20,000円～80,000円
 市 個人住民税 均等割：年額3,500円、所得割：6%
 法人住民税 均等割：資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円

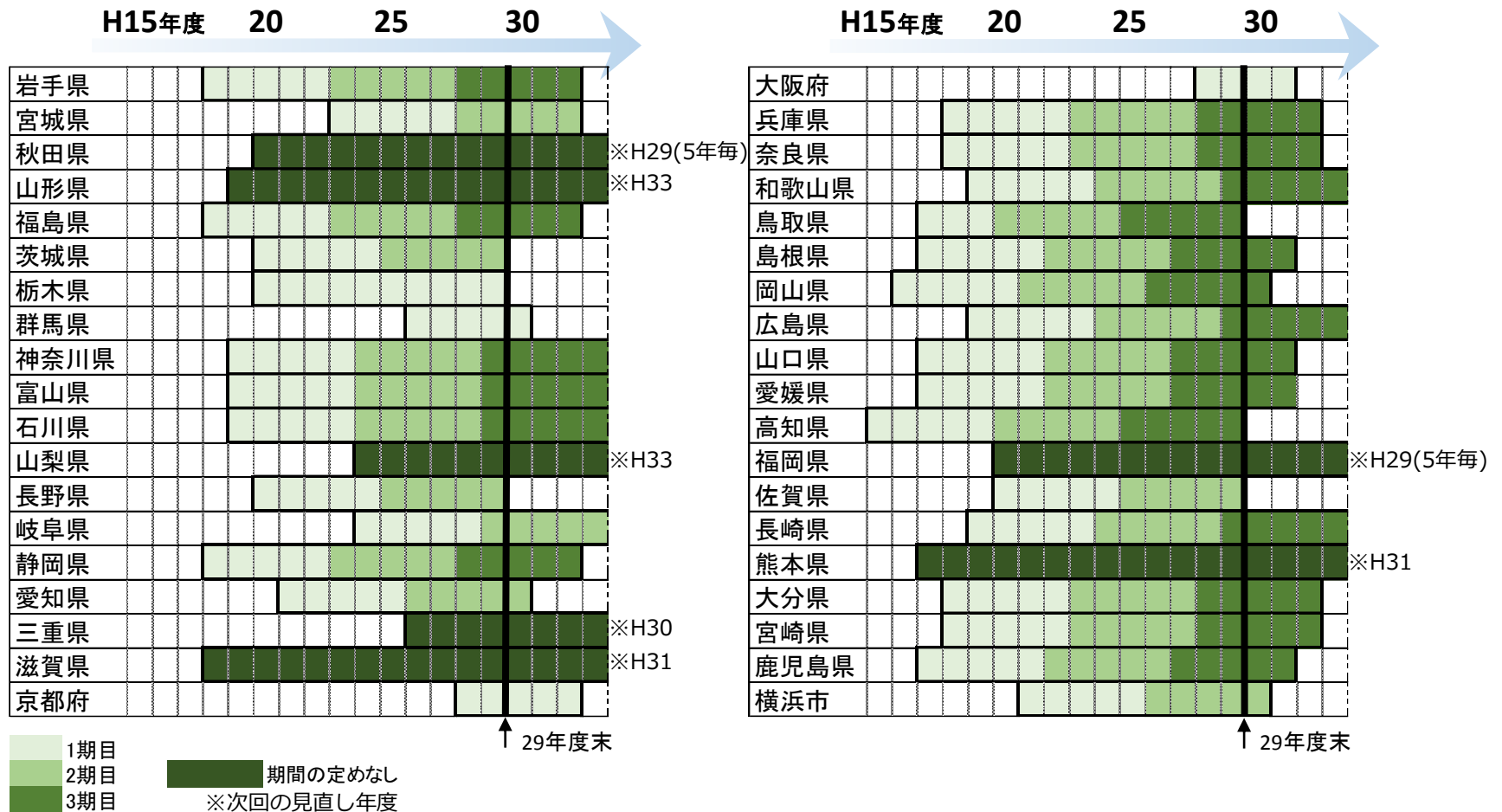
※個人道府県民税及び個人市町村民税については、復興財源確保のため、標準税率を各500円引き上げている。

※京都府及び大阪府は平成28年度から超過課税を実施しているため、税収の欄は平成28年度予算額を記載。

(「計」欄の数値には含まず。)

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の導入状況と導入時期

- 平成15年度の高知県における導入以来、同様の取組が拡がり、現在は37府県1市にて実施。
(H15年度 1団体 → H19年度 23団体 → H24年度 34団体 → H29年度 38団体)
- 期間の定めのある県においては、その都度住民の理解を得て、2期、3期と実施期間を延長。



森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の用途

用途の内容		岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県		
間伐事業	国庫補助事業 (補助率の上乗せ等)				○		○					○	○	○	○				○						○		○			○	○		○		○	○				
	地方単独事業		○							○																													○	
	森林所有者等への補助 により実施するもの		○							○																													○	
	地方団体が森林所有者 等と協定(※1)を締結し て実施するもの	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
その他の事業	治山・流木対策																	○	○	○	○																○	○		
	松枯れ木等処理		○	○		○	○				○										○				○		○	○								○		○	○	
	都市緑化、河川等		○				○			○					○		○					○																		
	担い手育成・支援			○		○				○				○			○					○		○				○									○	○		
	木材利用促進		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○						○	○			○	○			○	○	○	○	○	○
	森林環境教育	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○				○	○				○	○	○		○			○	○				○	○	○	○	
	普及・啓発(※2)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他(※3)		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(※1) 協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容(協定の有効期間内における主伐の禁止等)等について定めるもの

(※2) ボランティア支援を含む。

(※3) 森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題

国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題 に係る論点とこれまでの検討会における主な意見

論 点

- 市町村民税均等割とあわせて森林環境税(仮称)を徴収する場合、非課税限度額や減免について、地域毎に取扱いが異なっていることをどのように考えるか。

これまでの検討会における主な意見

- 個人住民税均等割は、地域によって非課税限度額が異なる。国税として検討している森林環境税(仮称)について、この枠組みを活用することとした場合、同じく非課税限度額が地域によって異なることになるのか。また、異なるとした場合、それは妥当なのか。
- 個人住民税均等割の非課税限度額は、各市町村が一定の裁量がある中、条例で決定するが、森林環境税(仮称)を国税とする場合、租税法律主義との関係で、市町村がその非課税限度額を決定するとしてよいのか。

国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題についての検討の方向性(案)

- 森林環境税(仮称)を国税として創設する以上、租税法律主義の下、全国で統一的な取扱いをすることが基本であり、賦課徴収を市町村長が担うとは言え、市町村長に地方税と同様の広い裁量を認めることは困難なのではないか。

- 他方、森林環境税(仮称)を、所得税の課税最低限を下回る所得の者も含め、広く国民から徴収する際には、個々の納税者の実際上の負担能力を勘案し、担税力の有無を慎重に見極めた上で課税を行うことが不可欠。

- 以上を踏まえると、市町村による賦課徴収の実務が円滑に行われるための現実的な判断として、国税としての規律が担保され、その必要性和合理性が認められる範囲内において、
 - ・ 納税義務者の範囲を、国の基準に従い、地域別の取扱いとすることや、
 - ・ 個々の納税義務者の具体的な事情を最もよく把握している市町村長が個々の納税義務者の実際上の負担能力の程度を判定する仕組みを認める余地はあるのではないか。